

ゆいの杜小学校開校準備委員会 設置要綱

(設置目的)

第1条 宇都宮市立ゆいの杜小学校の開校準備を円滑に推進するため、地域や保護者などの代表者から構成される「ゆいの杜小学校開校準備委員会（以下「開校準備委員会」という。）」を設置する。

(開校準備委員会の役割)

第2条 開校準備委員会は前条の目的を達成するため、次の事項に係る役割を担うものとする。

- (1) 市教育委員会からの要請等に応じ、地域や保護者の意見を集約すること。
- (2) 開校準備の状況等に係る地域や保護者などへの周知協力に関すること。

(開校準備委員会に付すべき事項)

第3条 開校準備委員会に付すべき事項については次のとおりとする。

- (1) 校名、校歌、校章に関すること。
- (2) 学校運営に関すること。
- (3) 学校施設、子どもの家等の施設整備に関すること。
- (4) その他開校に必要な事項に関すること。

(開校準備委員会)

第4条 開校準備委員会は別表に掲げる団体等により組織する。

- 2 委員は別表に掲げる団体等のうち、委員長が必要と認める人数の範囲において、当該団体等から推薦があった者をもって充てる。
- 3 委員の任期は、ゆいの杜小の開校日前日までとし、各組織の代表者等の交代などにより、欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 開校準備委員会に委員長を置き、委員長は市教育委員会事務局学校教育担当次長とする。

- 2 委員長が欠けたときは、市教育委員会事務局教育企画課長が委員長の職務を代理する。

(事務局)

第6条 開校準備委員会の事務局は、市教育委員会事務局教育企画課に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、開校準備委員会の運営などに関して必要な事項が生じた場合は、開校準備委員会で協議の上、市教育委員会事務局が決定する。

制定文（平成31年4月1日教企第4号）

平成31年4月1日から適用する。

改正文（令和2年5月8日教企第115号）

令和2年4月1日から適用する。

【別表】ゆいの杜小学校開校準備委員会構成員（第4条関係）

分類	団体名等
学校関係	清原中央小学校地域協議会
	清原中央子ども家
保護者	清原中央小学校PTA
地域関係団体	ゆいの杜地区新設小開校準備委員会
	ゆいの杜小学校通学区域内の各育成会
	ゆいの杜小学校通学区域内の各自治会
	清原地区自治会連合会
	清原地区自治公民館連絡協議会
	清原地域振興協議会
学校	清原中央小学校
市	清原地区市民センター
	市教育委員会事務局